

生活に必要な家財を守るために。 あなたに必要な保険金額は？

専有面積が60㎡で
大人2人・子供1人家族の例

▶ 家財の合計800万円

家財って何？

種 類	詳 細 品 目
インテリア・家具	食器棚・本棚・学習机・ベッド・カーテン・洋服ダンス・食堂セット（テーブル・イス）・じゅうたん など
台所用品	冷蔵庫・電子レンジ・炊飯ジャー・ポット・ホットプレート・食器・調理用具類（包丁・まな板・ざる） など
家電製品	テレビ・ビデオデッキ・ミニコンボ・洗濯機・掃除機・ファンヒーター・扇風機・デジカメ・パソコン など
趣味用品	ゴルフ用品・スキー用具・CD・DVD・ゲームソフト・書籍 など
寝具類	敷き布団・掛け布団・毛布・タオルケット・マットレス・枕 など
身の回り品	スーツ・ブレザー・コート・ワイシャツ・ズボン・セーター・Tシャツ・下着類・靴・タオル類 など

お住まいの占有面積、ご家族構成、ご入居者様の年齢などに応じて、保険の対象の再調達価額にて契約プラン〔保険金額〕をお決めください。
再調達価額に対し過小または過大である場合には、損害の一部しか補償されなかったり、保険料の無駄になります。
参考資料として「簡易家財評価額表」をご覧ください。 ※再調達価額とは、保険の対象と同等のものを購入するために必要な金額をいいます。

住みいるパートナー簡易家財評価表

面 積	18㎡未満	18㎡～37㎡	38㎡～55㎡	56㎡～
保険金額の目安 (再調達価額)	200～300万円	300～600万円	600～800万円	800万円
間取り				3DK,3LDK～
				2LDK～
	1LDK,2K,2DK			
	1R,1K,1DK			
保険金額の目安	ご入居者様 1人：200～300万円		ご入居者様 2人以上：500万円～	

住みいるパートナー契約プラン＜保険期間2年＞

プラン	P1	P2	P3	P4	P5	P6	P7	P8
家財保険金額	133.1万円	230.6万円	377.0万円	474.5万円	572.1万円	669.6万円	767.2万円	864.8万円
修理費用保険金額	100万円							
賠償責任保険金額	1,000万円							
2年一括保険料	13,000円	15,000円	18,000円	20,000円	22,000円	24,000円	26,000円	28,000円



Q

事故発生の主な原因を教えてください。



A

第1位
盗 難

所在の階が2階以上だから安心というわけではありません。
ベランダをつたって、無施錠の窓から侵入するケースが増えています。

第2位
水漏れ

洗濯機の排水ホースや蛇口からの給水ホースが外れたことによる
階下への水漏れ事故が多いケースです。使用しない時は蛇口を
必ず閉めましょう。

住みいるパートナー

「家財保険」と「賠償保険」をセット。賃貸住宅にお住まいの方のための保険



アクア少額短期保険株式会社

「住みいるパートナー」は、新お住まいの家財・賠償責任保険普通約款のペットネームです。



事故受付センター
フリーダイヤル

24時間・365日受付



0120-267-868

※平日9:00～17:00以外は受付のみとなります。



契約内容・内容変更・
解約・その他お手続きに
関するお問合せ



0120-282-595

お問い合わせ時間：
【月～金】9:00～17:00
※土、日曜日祝日、夏季および年末年始休業期間を除く

アクア少額短期保険株式会社

本 社 〒533-0031 大阪市東淀川区西淡路1-1-32
東 京 支 社 〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-17

<http://www.aqua-ins.com/>



引越の際も安心！



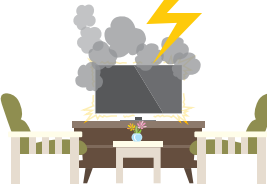
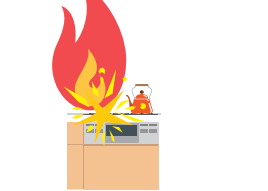
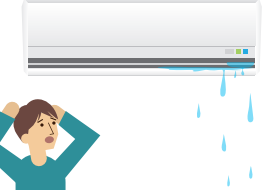
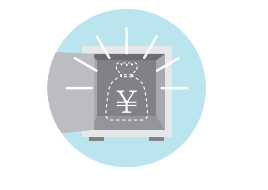
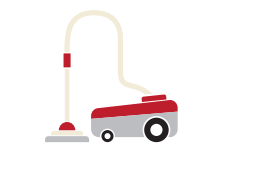
ご契約のお住まいAから、新たな賃貸物件Bにお引越される場合、
賃貸借契約等の契約期間が重複している間に限り一ヶ月を限度として
以下の①～③について保険金額を限度に補償いたします！

- ① Aのお住まい内にある家財
- ② Bのお住まい内にある家財
- ③ A、Bの借家人賠償責任、個人賠償責任

- ▶ このパンフレットは、「住みいるパートナー」の概要を紹介したものです。この保険の詳しい内容については「ご契約のしおり」をご用意しております。
またご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をご一読ください。
- ▶ 「住みいるパートナー」の保険期間は2年で、ご契約のお申し込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度があります。

お住まいの 家財補償

- ▶ 保険申込書記載の借用戸室に収容される家財に右記の事故によって生じた損害を補償します。

					
火 災	落 雷	破裂または爆発	給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた水漏れ事故	風災、ひょう災、雪災	建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊
					
借用戸室に設置されたエアコンに生じた事故による水濡れ損害。10万円が限度額となります。	家財保険金額の20%または100万円のいずれか低い額が限度となります。また、1個または1組ごとに10万円が限度額となります。	1回の事故について通貨の盗難の場合は、10万円を限度額とします。預貯金証書の盗難の場合は、50万円が限度額となります。	床上浸水によって、損害が発生した場合には、家財保険金額の70%を限度として、損害額の70%をお支払いします。	保険金の支払いを受けた事故の際に、損害を受けた家財の残存物の片付けに必要な費用（実費）をお支払いします。	自室より失火し、お隣等に被害が及んだときの見舞金等の費用。保険金の20%を限度額として1被災世帯あたり20万円をお支払いします。
エアコンからの水濡れ	盗 難	通貨等盗難	水 害	残存物取片付け費用	失火見舞い費用
					
消火活動のために使用した消火薬剤の再取得費用等（実費）をお支払いします。	地震による火災でお住まいに一定の損害が発生した場合に、家財保険金額の5%をお支払いします。 地震保険ではありません。	お住まいが火災等の被害を受けたことにより居住できなくなった場合に、事故発生の時から24時間以内にホテル等に宿泊した場合、1万円を限度に実費をお支払いします。	事故によってお住まいが半損以上になったとき、事故発生日より1か月以内に生じた宿泊費用（実費）等をお支払いします。	保険証券記載の被保険者様のほか、生活の本拠として借用戸室に保険証券記載の被保険者と同居する方の家財についても補償の対象となります。	
損害防止費用	地震火災費用	臨時宿泊費用	賃借費用	同居人の家財も補償	

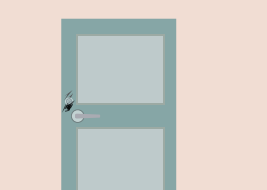
お支払いする主な例

- ▶ タバコの消し忘れて火災を起こし、家具や洋服を焼失させてしまった。
- ▶ 隣室の火災が延焼し、家具や洋服が焼失してしまった。
- ▶ 上の階からの漏水によってパソコンが故障してしまった。
- ▶ ご契約のお住まいの屋根付きの駐輪場においてあった自転車と原付（50cc）を盗まれてしまった。
- ▶ ガス爆発で家具や食器が壊れてしまった。
- ▶ 建物の外部から物体が飛んできて、室内の花瓶が割れてしまった。
- ▶ 上の階で火災があり、消火活動により家財に損害が発生。
- ▶ 落雷で過電流となり、テレビが故障してしまった。
- ▶ 洗濯中に排水口がつまり、水があふれ家財に損害が発生。
- ▶ エアコンから水が漏れ、テレビが故障してしまった。
- ▶ 空き巣に入られ、タンスの中の現金を盗まれてしまった。

お支払いできない主な例

- ▶ タバコでソファを焦がしてしまった。
- ▶ アイロンでハンカチを焦がしてしまった。
- ▶ タンスの中の現金が燃えてしまった。
- ▶ 地震に伴う火災で家財が焼失してしまった。
- ▶ 落雷でパソコンが故障し、パソコン内のデータが消えた場合のデータの損害
- ▶ ご契約のお住まいの駐輪場でない場所に置いてあった自転車と原付を盗まれた。
- ▶ 外出中、車上荒らしに遭い、車の中にあったカメラを盗まれてしまった。

お住まいの 修理費用 補償

					
家財補償A、B、C、E、F およびH、I の事故で、借用戸室を自費で修理した費用（実費）。100万円が限度額となります。	被保険者が死亡（自殺を含む）し、その死亡を直接の原因として借用戸室を汚損により損害を与えた場合の復旧費用（実費）。100万円が限度額となります。	凍結により生じた借用戸室の専用水道管の損害。20万円が限度額となります。	いたずらまたは破壊行為等により生じた借用戸室の玄関ドアのドアロックの損害。5万円が限度額となります。	左記の事故以外の不測かつ突発的な事故により、借用戸室の次の部位に生じた損害。 ①窓ガラス〔外部と接している窓にはめ込まれているガラスおよび取り付けガラス（室内に取り付けられた板ガラスをいい、鏡は含みません。）〕 ②玄関ドア ①、②は5万円が限度額となります。 ③洗面台、浴槽、便器およびこれらの付属物（多機能便座の機能の補償は含みません） 保険期間中1回に限り、1回の事故につき30万円が限度額となります。	
修理費用	借用戸室内の被保険者死亡	専用水道管の凍結	いたずらによるドアロックの損害	左記以外の修理費用補償	

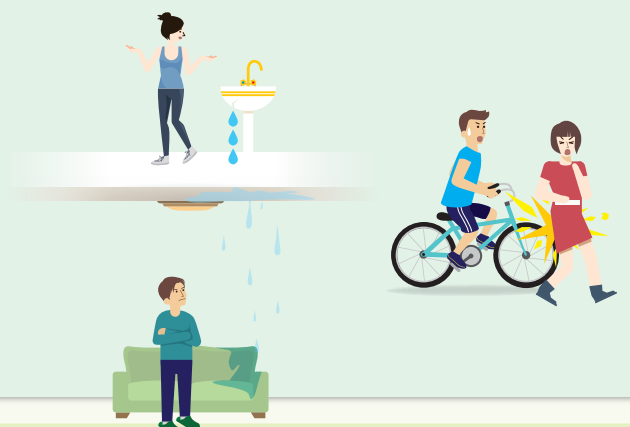
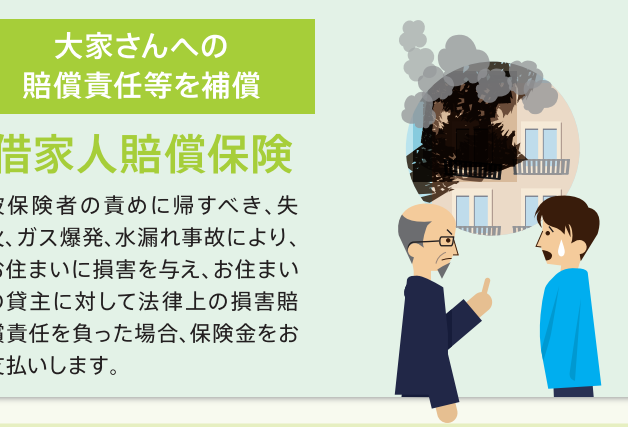
お支払いする主な例

- ▶ 化粧ビンを落とし、洗面ボールを割ってしまった。
- ▶ 入浴中に転倒して浴槽を破損させてしまった。
- ▶ 他人のいたずらで鍵穴に異物を詰められたため、ドアロックを交換した。
- ▶ 寒波の襲来で急激に温度が下がったため、網入りガラスにヒビが入った。
- ▶ 空き巣に入られ、窓ガラスを割られてしまった。

お支払いできない主な例

- ▶ 部屋の模様替えで移動中にタンスを落としてしまい、床を破損させた。
- ▶ 外出先で部屋のカギを紛失してしまったため、ドアロックを交換した。
- ▶ 借用戸室の設備が故障し壊れてしまった。

お住まいの 賠償責任 補償

	
日常生活での賠償責任を補償 個人賠償保険 日常生活において、被保険者が他人にけがをさせたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに、保険金をお支払いします。（日本国内に限ります。）	大家さんへの賠償責任等を補償 借家人賠償保険 被保険者の責めに帰すべき、失火、ガス爆発、水漏れ事故により、お住まいに損害を与え、お住まいの貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。

お支払いする主な例

- ▶ 洗濯機ホースが外れ、借用戸室の床に水濡れ損害を与えた。
- ▶ タバコの消し忘れて火災を起こし、借用戸室を焼失させた。
- ▶ トイレを詰まらせ水があふれたため、階下の入居者の家財に損害を与えた。
- ▶ 自転車に乗っている際、他人にケガを負わせてしまった。
- ▶ ショッピングに行った際に、転倒して店の商品を壊してしまった。

お支払いできない主な例

- ▶ 共用部分の水道管の老朽化により、階下に漏水して損害が発生した。
- ▶ タバコの火で床を焦がしてしまった。（火災に至らない場合）
- ▶ 自動車を運転中、他人に接触し、ケガをさせてしまった。